

改正

平成10年10月28日規程第11号

平成30年3月30日規程第1号

普通寺市経済振興対策融資規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、普通寺市内（以下「市内」という。）にある中小企業者のために金融を図り、もって企業の育成伸長と経済の自立安定を促進し、併せて経済の振興を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に定めるものであって、保証協会の保証対象業務に属する事業を営むものをいう。
- (2) 保証協会 香川県信用保証協会をいう。
- (3) 指定金融機関 保証協会と信用保証に関し特約した金融機関で、市長の指定するものをいう。

(資金の預託)

第3条 この規程の目的を達成するため、普通寺市（以下「市」という。）は、保証協会に対し予算に定めるところにより原資を預託し、保証協会は指定金融機関にこれを再預託するものとする。

(指定金融機関の職責)

第4条 指定金融機関は、保証協会が預託する普通寺市経済振興対策融資基金の5倍の額の融資枠を設定しなければならない。

2 預託金及び融資に関する具体的契約は、この規程の目的に反しない限り市長と指定金融機関の間において、これを行うことができるものとする。

3 指定金融機関は、この規程による融資を決定した者に遅滞なく融資し、所定の様式（第1号様式）による報告書を市長に提出するものとする。

(信用保証)

第5条 融資については、すべて保証協会の信用保証に付さなければならない。

第2章 融資

(融資の用途等)

第6条 融資金の用途、限度額、融資期間、償還の方法及び融資利率は、次のとおりとする。ただし、小口融資、特別小口保険融資の併用はできないものとする。

区分	経済振興対策融資				経済振興対策年末緊急融資
	小口融資		特別小口保険融資		
融資の用途	運転資金	設備資金	運転資金	設備資金	運転資金
融資の限度額	400万円以内	700万円以内（運転・設備併用を含む。）	350万円以内	450万円以内（運転・設備併用を含む。）	200万円以内
融資期間	据置期間6月以内を含み72月以内		据置期間6月以内を含み60月以内		据置期間2月以内を含み12月以内
償還の方法	(1) 元金均等月賦償還 (2) 市長が、必要と認めるときは、償還期間を短縮することができる。				
融資利率	年8.0パーセント以内				

(融資の対象)

第7条 小口融資及び経済振興対策年末緊急融資を受けようとする者は、次の各号のすべてに該当するものでなければならない。

- (1) 市内に1年以上住所を有し、引き続き6月以上市内において同一事業を営んでいる者
  - (2) 市税を完納している者
- 2 特別小口保険融資を受けようとする者は、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の3第1項に規定する特別小口保険に係る者であって、次の各号のすべてに該当するものでなければならない。
- (1) 市内に1年以上住所を有し、市内に営業所又は事業所を有する中小企業者で引き続き1年以上同一事業を営んでいること。
  - (2) 従業員の数が20人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5人）以下であること。
  - (3) 過去1年間において、納期が到来した市民税の所得割（当該事業による所得に限る。）の税額があるものであって、かつ、当該税額を完納していること。
  - (4) 特別小口保険以外の保険に係る保証協会の保証を受けていないこと。
- 3 被融資者が債務を完済しないうちは、いかなる理由があっても再融資は行わない。  
（融資の申込み）
- 第8条 融資を受けようとする者は、善通寺市経済振興対策融資申込書（第2号様式）に別に定める関係書類を添付し、市長に提出して申し込むものとする。
- 2 融資申込みは、1法人又は1世帯につき1口に限る。
- 3 経済振興対策年末緊急融資の申込みの受付期間は、毎年11月及び12月とし、その期間については別に定める。  
（債務の連帯責任）
- 第9条 融資を受けた元金及びその利息は、借入者及び連帯保証人の連帯責任により弁済するものとする。  
（融資の決定）
- 第10条 市長は、第8条の規定による申込みを受けたときは、その内容を審査し、適当と認める者について、速やかに保証協会及び指定金融機関に関係書類を送付するものとする。
- 2 市長は、保証協会の信用保証承諾書及び指定金融機関の融資調書に基づき、この規程による融資の可否を決定し、その旨を遅滞なく融資決定通知書（第3号様式）により申込者に通知するものとする。  
（担保及び連帯保証人）
- 第11条 担保及び連帯保証人は、指定金融機関及び保証協会の定めるところとする。
- 第3章 奨励金
- （奨励金）
- 第12条 被融資者が返済金を定められた期限内に完済した場合は、融資に伴う保証料の額を限度として奨励金を交付する。
- 2 奨励金の交付を受けようとする者は、交付申請書（第4号様式）及び保証料証明書（第5号様式）を、市長に提出しなければならない。  
（委任）
- 第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。